

## 第5章 放送及び有線放送

### 第1節 概 況

#### 1 放 送

我が国の放送は、NHKと民間放送とによって行われており、放送の種類としては中波放送、短波放送、超短波放送（FM放送）及びテレビジョン放送がある。

国内放送については、54年度末現在、放送事業者数はNHKのほか民間放送が110社あり、これらの放送事業者が開設する放送局数は1万1,145局となっている。放送局数の内訳は中波放送局493局、短波放送局2局、超短波放送局486局、テレビジョン放送局1万164局である。また、民間放送110社の内訳はラジオ・テレビ兼営社36社、テレビ単営社57社、ラジオ単営社17社である。

一方、国際放送はNHKがニュース、国情紹介等を短波帯の周波数を使用して21の言語で、1日延べ37時間にわたり、18の特定の区域向けの地域向け放送（リージョナル・サービス）及び全世界向けの一般向け放送（ジェネラル・サービス）を実施している。

#### 2 有線放送

有線放送は、有線テレビジョン放送と有線ラジオ放送に大別される。

有線テレビジョン放送（CATV）は、主として辺地におけるテレビジョン放送の共同受信施設として普及してきたが、最近では、都市において急増している高層建築物等に起因するテレビジョン放送受信障害の最も有効な解消手段として広く利用されているほか、施設の伝送容量が大きく多目的利用の

可能性を有することから、単にテレビジョン放送の同時再送信のみならず、地域社会に密着した情報等を提供する自主放送を行うものも徐々に増加しつつある。

54年度末現在における許可又は届出済みの有線テレビジョン放送施設の総数は2万5,334施設（対前年度比13.3%増）、受信契約者の総数は271万8,531（対前年度比17.5%増）である。

有線ラジオ放送は、当初ラジオ放送を共同で聴取するものから始まったが、その後、農山漁村において地域情報を伝達するためのもの、都市において飲食店等に音楽を放送するためのもの、街頭において広告宣伝を行うためのものなどが次第に発達してきた。

54年度末現在における有線ラジオ放送施設の数は8,255施設であるが、このうち870施設（10.5%）は、農山漁村において有線ラジオ放送業務に電話業務を併せ行う有線放送電話業務用の施設である。

## 第2節 放 送

### 1 放送網の形成

#### (1) 放送局の置局

##### ア. 中波放送

NHKについては、第1放送及び第2放送の2系統の放送の実施が可能となるようにしている。第1放送は報道、教育、教養、娯楽の各分野の番組を放送し、第2放送は教育番組を中心とした全国同一番組の放送を行うこととしている。民間放送については、主要な地域においては複数の放送が、その他の地域においては一の放送が可能となるようにしている。

周波数は、525 kHz から 1,605 kHz の周波数帯を使用している。

##### イ. 短波放送

NHKについては、国際放送の実施が可能となるようにし、民間放送につ

いては、1社に対し全国放送の実施が可能となるようにしている。

周波数は、3, 6, 7, 9, 11, 15, 17及び21MHz帯の各周波数を使用している。

#### ウ. 超短波放送

NHKについては、全国1系統の放送の実施が可能となるようにし、民間放送については、東京、名古屋、大阪及び福岡の4地区において、超短波放送の特質を生かした放送の実施が可能となるようにしてきたところであるが、53年12月、民放超短波放送については、なるべく早い機会に全国的に行きわたらせる方針を明らかにし、この方針に基づいて、53年12月、上記4地区のほかには札幌、仙台、静岡及び広島の4地区に周波数割当てを行った。

さらに55年6月、金沢、松山及び長崎の3地区に周波数の割当てを行った。

周波数は、76MHz～90MHz帯の周波数を使用している。

#### エ. テレビジョン放送

NHKの放送については、総合番組局の放送及び教育専門局の放送がそれぞれ全国的に可能となるようにしている。

民間放送については、次の放送が可能となるようにしている。

- ① 京浜広域圏、中京広域圏、京阪神広域圏、北海道、宮城県、広島県及び福岡県においては四つ以上の放送。ただし、京浜、中京及び京阪神の広域圏内の各県(東京都及び愛知県を除く。)においては、そのほかに県の区域ごとに一つの放送
  - ② 静岡県においては四つの放送。福島県、新潟県、長野県、熊本県及び鹿児島県においては三つの放送
  - ③ 上記①及び②以外の地域においては、県の区域ごとに二つの放送(鳥取県及び島根県においては、これらを合わせた地域で三つの放送)
- 周波数は、VHF帯 12ch(第1～第12ch)、UHF帯 50ch(第13～第62ch)合計 62chを使用することとしている。

## (2) 放送局の設置状況

54年度末現在における放送局の設置状況は、第 2—5—1 表のとおりである。

第 2—5—1 表 放送局の設置状況

(54年度末現在)

区 別	N H K		民 間 放 送		局数合計
	区 別	局 数	社 数	局 数	
中 波 放 送	第 1 放 送	173	48	179	493
	第 2 放 送	141			
	計	314			
短 波 放 送	国内放送	—	1	2	3
	国際放送	1	—	—	
	計	1	1	2	
超 短 波 放 送	—	479	4	7	486
テレビジョン放送	総合番組局	3,069	93	4,084	10,164
	教育専門局	3,011			
	計	6,080			
合 計		6,874	—	4,272	11,146

(注) 局数には中継局数を含む。

## 2 放送時間

### (1) N H K

54年度における中波放送、超短波放送及びテレビジョン放送の放送事項別放送時間は、第 2—5—2 表、第 2—5—3 表及び第 2—5—4 表のとおりである。放送事項別の放送時間の比率は、前年度とほとんど変化はなかった。

### (2) 民間放送

54年度における民間放送の 1 日当りの放送時間は第 2—5—5 表のとおりであり、放送事項別放送時間比率は、第 2—5—6 表及び第 2—5—7 表の

第2—5—2表 NHKの中波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区 別	放 送 事 項	53 年 度			54 年 度		
		1 週 間 平 均 放 送 時 間	放 送 時 間 比 率	1 日 当 た り 平 均 放 送 時 間	1 週 間 平 均 放 送 時 間	放 送 時 間 比 率	1 日 当 た り 平 均 放 送 時 間
第 1 放 送	報 道	時 間 分 54 28	% 40.8	時 間 分 19 05	時 間 分 56 07	% 42.1	時 間 分 19 03
	教 育	3 54	2.9		3 54	2.9	
	教 養	39 05	29.3		37 55	28.5	
	娛 楽	36 07	27.0		35 23	26.5	
	計	133 34	100.0		133 19	100.0	
第 2 放 送	教 育	98 59	76.4	18 30	98 51	76.3	18 30
	教 養	15 31	12.0		15 39	12.1	
	報 道	15 01	11.6		15 00	11.6	
	計	129 31	100.0		129 30	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第2—5—3表 NHKの超短波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

放 送 事 項	53 年 度			54 年 度		
	1 週 間 平 均 放 送 時 間	放 送 時 間 比 率	1 日 当 た り 平 均 放 送 時 間	1 週 間 平 均 放 送 時 間	放 送 時 間 比 率	1 日 当 た り 平 均 放 送 時 間
報 道	時 間 分 18 14	% 14.4	時 間 分 18 04	時 間 分 18 11	% 14.4	時 間 分 18 02
教 育	9 38	7.6		9 35	7.6	
教 養	57 16	45.3		53 42	42.6	
娛 楽	41 17	32.7		44 43	35.4	
計	126 25	100.0		126 11	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

とおりである。

1日当りの放送時間を前年度と比較すると、ラジオについてはほとんど変化はないが、テレビについては、省エネルギーの一環としての深夜放送の自粛が進められたことに伴って減少しており、特に1日当たり最高放送時間が

第 2—5—4 表 NHK のテレビジョン放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区 別	放送事項	53 年 度			54 年 度		
		1 週間平均放送時間	放送時間 比 率	1 日当 り平均放 送時間	1 週間平均放送時間	放送時間 比 率	1 日当 り平均放 送時間
総合 番組 局	報 道	時間 分 46 08	% 37.2	時間 分 17 44	時間 分 46 24	% 37.5	時間 分 17 40
	教 育	19 39	15.8		20 07	16.3	
	教 養	29 27	23.7		28 51	23.3	
	娛 楽	28 54	23.3		28 17	22.9	
	計	124 08	100.0		123 39	100.0	
教育 専門 局	教 育	99 28	78.9	18 00	99 04	78.6	18 00
	教 養	24 03	19.1		24 22	19.4	
	報 道	2 31	2.0		2 34	2.0	
	計	126 02	100.0		126 00	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第 2—5—5 表 民間放送のラジオ及びテレビの 1 日当たりの放送時間

区 別	54年第 1 期(1 月～3 月)		55年第 1 期(1 月～3 月)	
	ラ ジ オ	テ レ ビ	ラ ジ オ	テ レ ビ
1 日 当 たり 平 均 放 送 時 間	時 間 分 22 02	時 間 分 17 24	時 間 分 22 10	時 間 分 17 17
1 日 当 たり 最 高 放 送 時 間	23 41	20 29	23 41	19 51
1 日 当 たり 最 低 放 送 時 間	17 09	5 20	17 09	5 17

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社、テレビジョン放送の合計93社の平均である。

38分と大きく減少した。

また、各放送の種類ごとの放送番組のうち教育番組及び教養番組を合わせた時間比率は、ラジオ放送26.0% (前年同期25.8%), テレビジョン放送37.4% (前年同期36.8%) であって前年同期と大きな変化はなく、商業番組の占める比率も前年同期と大きな変化はない。

第2-5-6表 民間放送のラジオ放送番組の放送事項別放送時間比率

放送事項	54年第1期(1月～3月)			55年第1期(1月～3月)		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
報道	14.0%	10.2%	13.1% (5.0)	13.8%	10.0%	13.0% (5.9)
教育	6.0	3.3	5.4 (7.8)	5.9	3.4	5.3 (5.1)
教養	21.4	17.2	20.4 (29.1)	21.1	19.1	20.7 (27.2)
娯楽	16.1	19.6	16.9	16.8	20.5	17.6
音楽	39.6	48.5	41.7 (57.8)	39.7	45.7	41.0 (61.4)
スポーツ	1.3	0.5	1.2	1.4	0.7	1.2
広告	1.3	0.2	1.0	1.1	0.2	0.9
その他	0.3	0.5	0.3 (0.3)	0.2	0.4	0.3 (0.4)
計	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0	100.0	100.0 (100.0)
商業・自主番組の比率	76.6 (69.5)	23.4 (30.5)	100.0 (100.0)	79.0 (80.1)	21.0 (19.9)	100.0 (100.0)

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

- (注) 1. 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社の平均である。  
 2. 「商業番組」とは放送番組のうち広告主に売られている番組をいい、「自主番組」とはその他の番組をいう。  
 3. 「全放送番組」の欄及び「商業・自主番組の比率」の欄における( )内は、超短波放送の4社平均の再掲である。

なお、広告主の産業別比率は第2-5-8表のとおりであって、前年同期と大きな変化がなく、ラジオ放送及びテレビジョン放送とも製造業が最高位を占めている。

### 3 放送の受信状況

NHKが54年11月に行った全国視聴率調査によれば、テレビジョン放送(NHK及び民間放送)に対する国民の接触率(テレビジョン放送を少しでも見た人の割合)は、平日93%でほとんどの国民が何らかの形でテレビジョン放送を見ていることを示している。また、視聴時間は平日1日平均3時

第2—5—7表 民間放送のテレビジョン放送番組の放送事項別放送時間比率

放送事項	54年第1期（1月～3月）			55年第1期（1月～3月）		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
報道	12.3%	15.4%	12.7%	12.7%	14.4%	13.0%
教育	12.7	12.2	12.6	12.9	12.0	12.8
教養	24.4	23.0	24.2	25.0	22.5	24.6
娯楽	47.6	43.0	47.0	46.6	44.9	46.4
スポーツ	2.5	3.2	2.6	2.2	2.5	2.2
広告	0.4	0.8	0.5	0.4	0.5	0.4
その他	0.1	2.4	0.4	0.2	3.2	0.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業・自主番組の比率	86.1	13.9	100.0	86.0	14.0	100.0

「番組統計」（日本民間放送連盟）による。

（注）1. テレビジョン放送の合計93社の平均である。

2. 「商業番組」とは放送番組のうち広告主に売られている番組をいい、「自主番組」とはその他の番組をいう。

間29分となっている。一方、ラジオ放送に対する国民の接触率は平日33%であり、テレビジョン放送に比較して国民の接触率は低く、聴取時間も少ないが、ラジオ放送は視聴者態様の変化に対応することによって、安定した聴取状況を保っている（第2—5—9表及び第2—5—10表参照）。

NHKの受信契約数は第2—5—11表のとおり逐年増加し、54年度末現在普通契約292万295件、カラー契約2,601万1,397件、合計2,893万1,692件となっている。

#### 4 テレビジョン放送の難視聴解消

##### （1）難視聴の現状

###### ア. 辺地におけるテレビジョン放送の難視聴

テレビジョン放送は、現在、全国的にほとんどの地域で受信できるようになっているが、一部の地域において、既設のテレビジョン放送局の送信アンテナから遠隔の地にあるため、あるいは自然地形によって電波がさえぎられ



第2-5-8表 広告主の産業種別放送時間比率

分 類	54年第1期 (1月～3月)		55年第1期 (1月～3月)		
	ラジオ	テレビ	ラジオ	テレビ	
農 林 漁 業	0.2%	0.6%	0.4%	0.5%	
鉱業・建設業	1.1	1.6	1.0	1.7	
製 造 業	53.3	64.8	52.7	64.8	
	調 味 料 品	1.7	3.2	1.6	3.1
	飲 食 品	4.8	6.5	4.4	6.7
	そ の 他 の 食 料	5.9	14.1	5.6	13.7
	印 刷 出 版 品	5.5	0.8	5.3	0.9
	織 績 そ の 他 の 製 品	1.7	2.0	1.8	2.1
	医 薬 品	1.4	6.8	1.3	6.7
	石 け ん ・ 化 粧 品	2.3	12.2	2.2	12.4
	肥 料 そ の 他 の 化 学 製 品	0.7	1.0	0.7	1.2
	レ コ ー ー 下 具 品	4.7	0.3	4.5	0.1
	機 械 ・ 器 具 製 造	17.6	11.8	18.9	11.8
	そ の 他 の 製 造	7.0	6.1	6.4	6.1
商 業		23.9	15.1	24.0	14.8
	百 貨 店	2.1	2.1	2.3	2.1
	そ の 他 の 商 業	21.8	13.0	21.7	12.7
金 融 ・ 保 険 業		2.3	1.8	2.2	1.7
	金 融 ・ 証 券 保 險	1.8	0.8	1.8	0.8
	金 保	0.5	1.0	0.4	0.9
運 輸 ・ 通 信 ・ そ の 他 の 公 益 事 業		3.8	2.1	3.9	2.1
	運 輸 業	2.2	0.9	2.2	0.9
	公 益 事 業	1.2	0.8	1.3	0.8
	そ の 他	0.4	0.4	0.4	0.4
サ ー ビ ス 業		12.1	6.9	11.6	7.9
	映 画 劇 場 及 び 興 業	0.9	0.9	0.9	0.9
	教 育 団 体	1.9	0.4	1.8	0.4
	非 営 利 代 理	2.4	0.6	2.3	0.7
	案 内 旅 行 業	1.5	0.6	1.3	1.1
	そ の 他	0.7	1.7	0.8	1.7
		4.7	2.7	4.5	3.1
公 務		1.7	2.8	1.8	2.9
そ の 他 の 産 業		1.6	4.3	2.4	3.6
計		100.0	100.0	100.0	100.0

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社、テレビジョン放送の合計93社の平均である。

第 2—5—9 表 テレビ・ラジオ接触者率の変化

(全国、7 歳以上の国民)

調査年月		52. 6	52. 11	53. 6	53. 11	54. 6	54. 11
テレビ	平日	92%	93%	93%	93%	92%	93%
	日曜	92	93	93	94	91	93
ラジオ	平日	31	31	32	32	31	33
	日曜	23	23	24	23	24	23

「全国視聴率調査」(NHK)による。

第 2—5—10 表 テレビ・ラジオ平均視聴時間量

(全国、7 歳以上の国民)

区 別		調査年月	午 前	午 後	夜 間	1 日
			時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
テレビ	平日	53. 11	45	48	2 04	3 37
		54. 11	44	47	1 59	3 29
	日曜	53. 11	50	1 14	2 18	4 21
		54. 11	54	1 29	2 09	4 31
ラジオ	平日	53. 11	17	16	10	42
		54. 11	18	14	10	42
	日曜	53. 11	13	11	7	30
		54. 11	12	10	8	29

「全国視聴率調査」(NHK)による。

(注) 午前 6:00~12:00 (ラジオについては午前 5:00~12:00)、午後 12:00~18:00、夜間 18:00~24:00

るためテレビジョン放送の良好な受信が困難な状態にある。このような状態を通常、辺地難視聴といっている。

54年度末現在の全国の辺地難視聴世帯数は、NHKについては約 51 万世帯、民間放送については約 134 万世帯と推定される。

イ. 都市におけるテレビジョン放送の受信障害

近年、都市においては中高層建築物、高架鉄道、高架道路、送電線等によりテレビジョン放送電波がさえぎられたり、反射したりすることが原因とな

第2—5—11表 NHKの受信契約者数の推移

年 度 末	普通契約者数	カラー契約者数	計
48	6,589,370	18,335,615	24,924,985
49	5,209,702	20,543,694	25,753,396
50	4,282,310	22,262,448	26,544,758
51	3,749,433	23,309,448	27,058,881
52	3,345,790	24,427,429	27,773,219
53	3,100,317	25,293,365	28,393,682
54	2,920,295	26,011,397	28,931,692

(注) 「普通契約」とはテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約をいい、「カラー契約」とはテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約をいう。

って、画面にスノー・ノイズと呼ばれる細かいはん点が現れたり、ゴーストと呼ばれる多重像が現れる現象が生じている。

このように都市化の進展に伴い、中高層建築物等様々の原因によりテレビジョン放送の映りが悪くなる現象を都市受信障害とっている。

54年度末現在、都市受信障害世帯数は全国で56万世帯と推定されている。

## (2) 難視聴の解消

### ア. 辺地難視聴の解消

辺地難視聴については、中継局及び共同受信施設の設置により措置してい

第2—5—12表 NHKの年度別辺地難視聴解消措置状況

年 度	中 継 局 設置地区数	中 継 局 建 設 局 数		共同受信施設 設 置 数
		総合番組局	教育番組局	
47	220	220	217	1,010
48	222	222	219	1,010
49	199	199	191	900
50	202	202	190	800
51	200	199	200	900
52	200	200	197	900
53	200	199	193	900
54	180	178	172	720

第2—5—13表 民間放送の年度別中継局設置状況

年 度	47	48	49	50	51	52	53	54
中 継 局 建設局数	144	191	199	212	336	499	626	593

る。50年度から設置が始まった極微小電力テレビジョン放送局（ミニサテ）の普及，NHK民間放送による中継局の共同建設の推進，NHKによる共同受信施設の設置等により辺地難視聴の解消が進められている。NHK及び民間放送の年度別措置状況は，第2—5—12表及び第2—5—13表のとおりである。

郵政省は，53年度から微小電力テレビジョン放送局の置局費用の低廉化を図るための研究を進め，54年10月報告書として取りまとめるとともに，54年11月の放送局の再免許時等，機会あるごとに難視聴世帯の多い民間放送に対し，さきの研究の成果も活用して中継局を設置し難視聴の解消に努めるよう指導を行っている。

しかしながら，残存難視聴地域が散在し，1中継局当たりの対象世帯数が少なくなり，解消効率は悪化してきており，また共同受信施設による解消についても，その効率は悪化し，受信者の負担は極めて大きなものとなっている。

このような現状を踏まえ，当面放送事業者による解消が見込めない地域に設置する辺地共同受信施設に対し，その設置費の一部を国が補助する制度を54年度に創設し，23道府県の240施設に対し約2億1,000万円の補助を行った。なお，本制度は，55年度も継続することとしている。

#### イ．都市受信障害の解消

都市受信障害は，高層建築物の増加，特に超高層建築物の出現により大規模化の様相を呈してきている。

郵政省は，「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」を策定し，建築主，受信者等の当事者が受信障害解消について協議する際の当面の基準的考え方を明らかにして，当事者間に紛争が生じないように指導を行って

きた。また、受信障害の解消手段としては主として有線による共同受信施設が利用されてきたが、受信障害の態様によっては、SHF帯の周波数による放送が有効であるので、SHFテレビジョン放送局の免許方針等を策定し、受信障害の解消に無線も活用できる道を開いたが、このSHFテレビジョン放送局は、54年6月東京都足立区において初めて実用化された。

一方、地方公共団体においても、受信障害の予防と解消に関する条例、指導要綱を策定するものが多くなっている。

以上の経過を通じ、最近では受信障害の多くは当事者間の協議により解消されており、解消のための施設の設置費用は、ほぼ建築主が負担していると認められる。

しかしながら、当事者間の協議には、解決までに多大の労力と時間を要する上、受信障害解消施設の維持管理の在り方、建築主が複数の場合の費用負担の在り方等、多くの問題がある。

これらの問題を解決するため、関係者の受信障害解消に対するそれぞれの責務を明らかにし、受信障害解消の方策を制度化することが要望されている。

このため、郵政省は、53年度、省内に部外学識経験者からなる「テレビジョン放送の受信障害に関する調査研究会議」を設置し、制度的解消の具体策の検討を行ってきたが、この検討結果は、同研究会議において、54年8月報告書として取りまとめられた。

また、53年度、部外専門家と共同で受信障害の認定基準策定のための基礎的研究を行い、54年3月報告書として取りまとめたが、更に55年度調査研究会議を設け、引き続き受信障害認定基準策定のための調査研究を行うこととしている。

## 5 放送大学の創設

放送大学の創設については、放送の教育的機能の発揮の見地から、教育に対する国民の強い要望にこたえ、大学教育を受ける機会を広く国民各層に提供するため、放送大学の検討について44年10月、郵政、文部両大臣から閣議

報告が行われ、これが決定されて以来、郵政省は放送大学のために全国的に放送が可能となるようテレビジョン放送1系列、FM放送1系列の周波数を確保するとともに、文部省と緊密な連絡を取りながら検討を進めてきた。

この間、文部省に設置された「放送大学（仮称）設置に関する調査研究会議」は、49年3月放送大学の目的、教育内容、教育方法、設置形態、管理運営組織等に関する基本的な構想を盛りこんだ「放送大学（仮称）の基本構想」を取りまとめ、翌50年12月、同じく文部省に設置された「放送大学創設準備に関する調査研究会議」は、先に取りまとめられた基本構想を更に具体化したものとして「放送大学の基本計画に関する報告」を取りまとめた。53年度においては、国立学校設置法の一部が改正され、国立大学共同利用機関としての「放送教育開発センター」が設立され、放送利用の大学教育に関する内容方法等の研究開発を行うとともに、併せて放送大学創設準備の推進が図られてきた。

こうした経緯を踏まえ、放送大学の設置主体であり、かつ、大学教育のための放送局の開設主体でもある特殊法人放送大学学園を設立するための放送大学学園法案が54年2月第87回通常国会に提出された。

この法律案については、特殊法人放送大学学園に関し、その目的、資本金、組織、業務、大学の組織、財務会計、監督等に関する規定を設けるとともに放送法についても放送大学学園の行う放送業務を実施するに当たり最少限必要な点について、本法案の附則により一部改正することとされていたが、審議未了となり成立するに至らなかった。

なお、同法案は、第88回臨時国会及び第91回通常国会にも提出されたが、いずれも審議未了となり成立するに至らなかった。

当省としては、大学教育のための放送の普及発達を図る観点から、文部省等関係方面と緊密な連絡を保ちながら放送大学学園の設立に遺漏のないよう対処することとしている。

## 6 多重放送

多重放送は、既存のテレビジョン放送又は超短波放送（FM放送）の電波を使用して新たに音声放送、文字放送、静止画放送及びファクシミリ放送を同時に送信できる新しい放送形態であって、国民の情報需要にこたえたとともに、有限である電波の効率的使用を図るための一方策として、近年、広く国民一般から強い関心が寄せられている。

郵政省は、多重放送の利用に伴う諸問題の調査研究を行うため、49年7月、学識経験者11名からなる「多重放送に関する調査研究会議」を設置したが、51年12月同調査研究会議から2年5か月にわたる調査結果を取りまとめた報告書の提出を受けた。

これを受けて、同報告書において指摘されている諸問題について行政的観点から鋭意検討を行い、53年9月技術的、制度的に問題の少ないテレビジョン音声多重放送の補完的利用（ステレオホニック放送、2か国語放送）についてこれを試験的に実施することとし、テレビジョン音声多重放送の実用化試験局に関する免許方針を策定するとともに、関係省令等の改正を行った。

その結果、55年3月末までにNHK（東京、大阪、名古屋等の総合番組局5局）及び民放25社が実用化試験局として免許を受け、これを実施している。

また、文字放送については、53年12月、技術的方式の基本について電波技術審議会から中間答申があり、現在、同審議会において送信の技術基準の細部について検討が行われている。

なお、その他の多重放送についても鋭意検討を進めているところである。

## 7 国際放送

国際放送には、郵政大臣の命令による国際放送とNHKの業務としての国際放送とがあり、NHKはこれらを一体として行っている。

放送番組は、ニュース等報道番組が約64%でその大半を占め、次いで国情紹介番組が約30%となっている。使用周波数帯は6, 7, 9, 11, 15, 17及び

21MHz 帯である。

54年度における国際放送の実施状況の概要は、次のとおりである。

#### (1) 放送区域

##### ア. 地域向け放送 (18)

欧州, 欧州 (ロシア), 北米東部, 北米西部, 中米, アフリカ, 中東・北アフリカ, 南米, ハワイ, アジア大陸 (北部), アジア大陸 (中部), アジア大陸 (南部), 豪州・ニュー・ジーランド, 東南アジア, 南西アジア, 比島・インドネシア, 東アジア, 朝鮮

##### イ. 一般向け放送

世界全区域

#### (2) 放送時間 (1日延べ37時間)

地域向け放送延べ23時間30分, 一般向け放送13時間30分である。

#### (3) 使用語 (21)

英語, ドイツ語, フランス語, スウェーデン語, イタリア語, スペイン語, ポルトガル語, ロシア語, 中国語, インドネシア語, マレー語, タイ語, ビルマ語, ヴィエトナム語, ヒンディ語, ウルドゥ語, ベンガル語, アラビア語, スワヒリ語, 朝鮮語, 日本語

#### (4) 中継放送の実施

欧州地域及び中東地域における受信状況の改善を図るため, 53年度の試行結果を踏まえて, 54年10月1日から, ポルトガルのシネス送信所を利用して1日1時間一般向け放送の中継放送を実施した。

## 8 事業経営状況

### (1) N H K

#### ア. 事業収支状況

54年度の収支決算は第2—5—14表のとおりである。これによると, 54年度の経常事業収入は, 2,191億円であり, 前年度に比べ50億円の増加となっている。このうち, その大部分を占める受信料収入は, 2,134億円で前年度



第2-5-14表 NHKの損益計算書

(単位：百万円)

区 別	53 年 度	54 年 度	増 △ 減
経 常 事 業 収 入	214,136	219,107	4,971
受 信 料	208,496	213,405	4,909
交 付 金 収 入	698	1,033	335
雑 収 入	4,942	4,669	△ 273
経 常 事 業 支 出	209,914	229,664	19,750
給 与	75,921	81,041	5,120
国 内 放 送 費	55,747	61,067	5,320
国 際 放 送 費	1,307	1,535	228
営 業 費	28,625	32,191	3,566
調 査 研 究 費	2,564	2,924	360
管 理 費	26,643	31,692	5,049
減 価 償 却 費	16,638	16,566	△ 72
財 務 費	2,469	2,648	179
経 常 事 業 収 支 差 金	4,222	△ 10,557	△ 14,779
特 別 収 入	453	439	△ 14
特 別 支 出	1,256	1,186	△ 70
事 業 収 支 差 金	3,419	△ 11,304	△ 14,723

に比べ49億円増であり、普通受信料収入は119億円、カラー受信料収入は2,015億円となっている。

一方、経常事業支出は2,297億円であり、前年度に比べ198億円の増加となっている。この結果、経常事業収支においては、106億円の支出超過となった(第2-5-15表参照)。

#### イ. 資産、負債及び資本の状況

54年度末における貸借対照表の概要は第2-5-16表のとおりであり、その資産総額は1,884億円で、前年度末に比べ2億円の減少となっている。このうち、固定資産は1,440億円であり、前年度末に比べ46億円の増加となっている。このほか、流動資産は409億円で、前年度末に比べ63億円の減少、

第2—5—15表 NHKの経常事業収支（決算額）の推移

(単位：百万円)

年度	区 別	経常事業収入	経常事業支出	経常事業収支差金
44		84,799	83,174	1,625
45		92,062	90,548	1,514
46		100,986	100,593	393
47		109,979	110,545	△ 566
48		118,723	119,679	△ 956
49		125,786	129,834	△ 4,048
50		131,374	149,344	△ 17,970
51		191,505	170,215	21,290
52		209,124	190,359	18,765
53		214,136	209,914	4,222
54		219,107	229,664	△ 10,557

第2—5—16表 NHKの貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	53年度末	54年度末	増 △ 減
(資産の部)			
流 動 資 産	47,194	40,880	△ 6,314
固 定 資 産	139,406	143,965	4,559
特 定 資 産	1,786	3,356	1,570
繰 延 勘 定	174	190	16
資 産 の 部 合 計	188,560	188,391	△ 169
(負債及び資本の部)			
流 動 負 債	27,718	29,523	1,805
固 定 負 債	44,961	54,291	9,330
(負 債 合 計)	(72,679)	(83,814)	(11,135)
資 本	75,000	75,000	0
積 立 金	37,462	40,881	3,419
当 期 事 業 収 支 差 金	3,419	△ 11,304	△ 14,723
(資 本 合 計)	(115,881)	(104,577)	(△11,304)
負 債 及 び 資 本 合 計	188,560	188,391	△ 169

特定資産及び繰延勘定は35億円で、前年度末に比べ16億円の増加となっている。

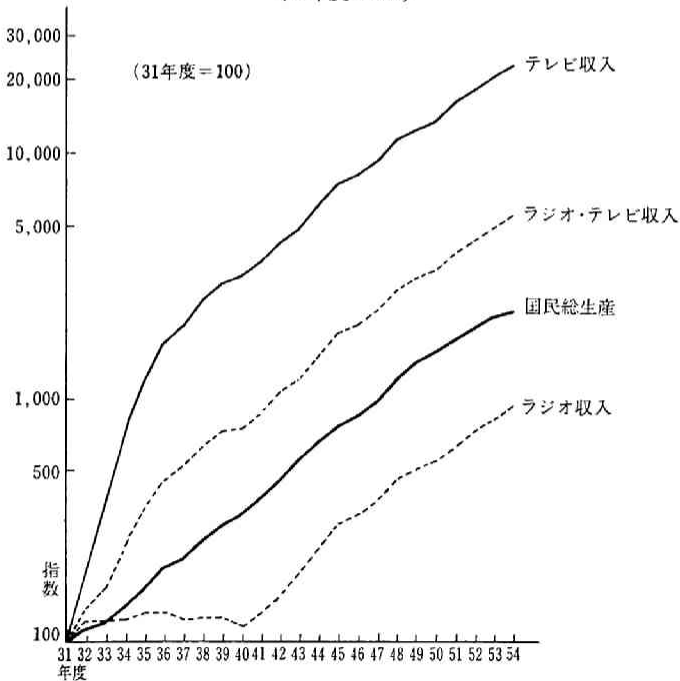
負債総額は838億円、資産総額に対し44.5%で、前年度末に比べ111億円の増加となっている。このうち、放送債券は213億円、長期借入金は226億円である。

また、資本総額は1,046億円であり、前年度末に比べ113億円の減少となっている。これは当期事業収支差金が113億円の赤字となったためである。

## (2) 民間放送

民間放送の収入は、主として企業の広告費に依存しているが、54年の広告業界は、相次ぐ原油価格の上昇と円安基調から、インフレ再燃の不安が顕在

第2—5—17図 国民総生産と民間放送事業者のラジオ・テレビ収入の推移  
(31年度=100)



第2-5-18表 国民総生産と民間放送

年 度	国民総生産		ラジオ収入		テレビ
	金額(A)	指 数	金額(B)	指 数	金額(C)
31	99,509	100	131	100	35
32	112,489	113	157	120	68
33	117,850	118	159	121	118
34	136,089	137	161	123	264
35	162,070	163	170	130	406
36	198,528	200	170	130	589
37	216,595	218	159	121	698
38	255,921	257	161	123	898
39	296,619	298	160	122	1,042
40	329,816	331	148	113	1,083
41	388,728	390	170	130	1,257
42	458,768	461	202	154	1,532
43	545,768	548	247	189	1,728
44	645,136	648	316	241	2,185
45	755,239	759	398	304	2,660
46	831,660	836	432	330	2,858
47	968,837	974	499	381	3,307
48	1,172,579	1,178	606	463	4,018
49	1,392,193	1,399	666	508	4,413
50	1,531,263	1,539	711	543	4,783
51	1,717,356	1,726	816	623	5,750
52	1,914,263	1,924	936	715	6,395
53	2,106,359	2,117	1,055	805	7,224
54	2,247,766	2,259	1,221	932	8,147

- (注) 1. 54年度の国民総生産は、経済企画庁が55年6月に発表した速報値である。  
 2. ラジオ収入及びテレビ収入は、日本民間放送連盟資料による。  
 3. 39年度以前の国民総生産は、旧国民経済計算体系による。

化したにもかかわらず、各企業が多年にわたる減量経営の努力によって、新たな経済環境への適応体制を整えたこと、また、国内市場重視の気運がますます盛り上がりを見せたことなどにより、景気回復と歩調を合わせ、予想以上に堅調に推移したといえることができる。

広告費の国民総生産に占める割合は、45年以来年々減少傾向を示し、51年

事業者のラジオ・テレビ収入の推移

(単位：億円)

収 入 指 数	ラジオ収入・テレビ収入合計		B/A	C/A	D/A
	金額(D)	指 数			
100	166	100	0.13%	0.04%	0.17%
194	225	136	0.14	0.06	0.20
337	277	167	0.13	0.10	0.24
754	425	256	0.12	0.19	0.31
1,160	576	347	0.10	0.25	0.36
1,683	759	457	0.09	0.30	0.38
1,994	857	516	0.07	0.32	0.40
2,566	1,059	638	0.06	0.35	0.41
2,977	1,202	724	0.05	0.35	0.41
3,094	1,232	742	0.04	0.33	0.37
3,591	1,427	860	0.04	0.32	0.37
4,377	1,734	1,045	0.04	0.33	0.38
4,937	1,975	1,190	0.05	0.32	0.36
6,243	2,501	1,507	0.05	0.34	0.39
7,600	3,058	1,842	0.05	0.35	0.40
8,166	3,290	1,982	0.05	0.34	0.40
9,449	3,806	2,293	0.05	0.34	0.39
11,480	4,624	2,786	0.05	0.34	0.39
12,609	5,079	3,060	0.05	0.32	0.36
13,666	5,494	3,310	0.05	0.31	0.36
16,429	6,566	3,995	0.05	0.33	0.38
18,271	7,331	4,416	0.05	0.33	0.38
20,640	8,279	4,987	0.05	0.34	0.39
23,277	9,368	5,643	0.05	0.36	0.42

以来若干ながら上昇傾向にあるものの、なお、1%に満たない状況である。

しかし、54年の広告費は、総額で推計2兆1,133億円と初めて2兆円の大台に乗せたことは注目される。

広告費のうちラジオ・テレビの電波媒体に投入される金額の総広告費に占める割合はわずかつ上昇を続け、54年は広告媒体としての再評価が定着し

てきた新聞の広告費が高い伸びを示したものの、若干増加し40.5% (8,569億円)となった。しかし、テレビの占める広告費は35.5% (7,508億円)であり、新聞の占める広告費31.0% (6,554億円)を大きく上回った。また、ラジオの占める広告費は、1,061億円と初めて1千億円台に乗り、総広告費に占める比率も、38年以來久々に5%台(5.02%)にまで回復した。

国民総生産とラジオ収入及びテレビ収入との関係は、第2-5-17図及び第2-5-18表のとおりである。

54年度の民放全社の収支状況は、第2-5-19表のとおりであるが、総体

第2-5-19表 民間放送事業者の収支状況

(単位：百万円)

事業別	項 目	営 業 入 収	営 業 外 入 収	計	営 業 用 費	営 業 外 用 費	計	利 益
中波放送 テレビジョン放送	兼営社	381,903	9,291	391,194	330,424	9,980	340,404	50,790
	VHFテレビジョン放送 (34社)	376,119	9,170	385,289	324,978	9,787	334,765	50,524
	UHFテレビジョン放送 (2社)	5,784	121	5,905	5,446	193	5,639	266
テレビジョン放送	単営社	522,342	10,340	532,632	454,038	9,765	463,803	68,879
	VHFテレビジョン放送 (14社)	392,388	6,748	399,136	348,673	4,869	353,542	45,594
	UHFテレビジョン放送 (43社)	129,954	3,592	133,546	105,365	4,896	110,261	23,285
中波放送 短波放送 超短波放送	単営社	61,782	1,972	63,754	53,832	2,249	56,081	7,673
	中波放送単営社 (12社)	46,048	1,459	47,507	41,665	1,673	43,338	4,169
	短波放送単営社 (1社)	4,433	154	4,587	3,751	148	3,899	688
	超短波放送単営社 (4社)	11,301	359	11,660	8,416	428	8,844	2,816
合 計 (110社)	966,027	21,603	987,630	838,294	21,994	860,288	127,342	

(注) 本表は、各民間放送事業者の55年3月期を最終とする最近の1か年間の収支状況を集計したものである。

第2-5-20表 民間放送事業者の配当状況

事業別	配当率(%)										計
	0	5	6	8	10	12	13	14	15	20	
中波放送・VHFテレビジョン放送兼営社					5	18	5		6		34
中波放送・UHFテレビジョン放送兼営社	2										2
VHFテレビジョン放送単営社					3	7	2		2		14
UHFテレビジョン放送単営社	12	1		1	14	12			2	1	43
中波放送単営社	6		1		2	2		1			12
短波放送単営社					1						1
超短波放送単営社				1	2	1					4
合計	20	1	1	2	27	40	7	1	10	1	110

(注) 配当率は、普通配当のみである。

的に営業収入が活発な広告需要に支えられて堅調な伸び(13.3%)を示したのに比して、営業費用の伸び(12.9%)が比較的小さかったことにより、純利益は18.1%伸びた。

民放110社中、3社が欠損を計上したが、前年度の4社に比べて、減少した。

また、110社中、54年度配当を行った会社は90社であり、このうち新たに配当を始めた会社はUHFテレビジョン放送単営社1社である。

なお、54年度の配当状況は、第2-5-20表のとおりである。

### 第3節 有線放送

#### 1 有線テレビジョン放送

年度別・規模別にみた有線テレビジョン放送施設数及び受信契約者数は、第2-5-21表のとおりである。

54年度末における有線テレビジョン放送施設数を規模別にみると、その構

第2—5—21表 年度別・規模別有線テレビジョン放送施設数及び受信契約者数

年度	区分	許可施設 (引込端子数 501以上)		業務開始届出施設 (引込端子数 500～51)		小規模施設 (引込端子数 50以下)		計	
		施設数	受 信 契約者数	施設数	受 信 契約者数	施設数	受 信 契約者数	施設数	受 信 契約者数
51		181	240,419	9,986	1,244,785	7,193	207,385	17,360	1,692,589
52		195	268,156	11,231	1,450,976	8,086	231,715	19,512	1,950,847
53		225	356,336	13,086	1,705,664	9,058	252,426	22,369	2,314,426
54		274	467,502	14,848	1,972,143	10,212	278,886	25,334	2,718,531

(注) 引込端子数50以下の施設で自主放送を行うものは、小規模施設として計上せず、業務開始届出施設に含める。

成比は許可施設1.1%、業務開始届出施設58.6%、小規模施設40.3%となっている。引込端子数が501以上の大規模な有線テレビジョン放送施設の設置については郵政大臣の許可を要するが、許可施設数(廃止件数を除く。)は274施設(対前年度比21.8%増)である。引込端子数が51以上の施設及び引込端子数が50以下の施設で自主放送を行うものは、業務開始の届出を要するが、業務開始届出施設数(許可施設数を除く。)は、1万4,848施設(対前年度比13.5%)である。引込端子数が50以下の小規模施設でテレビジョン放送の同時再送信のみを行うものは、業務開始の届出を要せず有線電気通信法に基づく設備設置の届出を要するが、届出済みの小規模施設数は1万212施設(対前年度比12.7%増)である。また、施設規模別の受信契約者数の構成比は、許可施設17.2%、業務開始届出施設(許可施設を除く。)72.5%、小規模施設10.3%である。最近においては、施設規模が大型化していく傾向にある。

54年度末現在における有線テレビジョン放送施設を都道府県別にみると第2—5—22表のとおりである。東京都、兵庫県、大阪府、神奈川県、愛知県、北海道等が比較的多くなっているが、これは主として都市受信障害の解消手段としての有線テレビジョン放送に対する需要が多い地域であることによるが、兵庫県の一部、北海道等では辺地難視聴の解消の必要があったことによるものと考えられる。



第2—5—22表 都道府県別・規模別有線テレビジョン放送施設数

(54年度末現在)

都道府県	許可施設	業務開始届出施設	小規模施設	計	都道府県	許可施設	業務開始届出施設	小規模施設	計
北海道	12	411	587	1,010	滋賀	—	188	136	324
青森	—	77	82	159	京都	7	444	282	733
岩手	4	194	111	309	大阪	19	964	239	1,222
宮城	10	152	137	299	兵庫	31	998	533	1,562
秋田	—	153	91	244	奈良	1	136	160	297
山形	—	153	139	292	和歌山	4	245	242	491
福島	4	242	184	430	鳥取	—	115	138	253
茨城	—	166	60	226	島根	1	245	147	393
栃木	3	160	83	246	岡山	10	350	226	586
群馬	3	201	146	350	広島	5	469	256	730
埼玉	7	465	187	659	山口	2	294	213	509
千葉	7	489	154	650	徳島	7	159	180	346
東京	19	1,695	1,127	2,841	香川	3	44	16	63
神奈川	15	742	341	1,098	愛媛	1	297	352	650
山梨	10	144	112	266	高知	1	260	258	519
新潟	1	221	141	363	福岡	5	416	127	548
長野	7	332	332	671	佐賀	4	119	61	184
富山	—	57	84	141	長崎	2	250	87	339
石川	—	135	233	368	熊本	—	200	394	594
福井	2	136	207	345	大分	3	220	323	546
岐阜	5	423	295	723	宮崎	1	138	91	230
静岡	29	323	291	643	鹿児島	2	237	145	384
愛知	20	716	309	1,045	沖縄	2	63	38	103
三重	5	210	135	350	計	274	14,848	10,212	25,334

(1) 許可施設

許可施設数の推移は、第2—5—23表のとおりである。54年度末現在における現存許可施設数は274施設であって、前年度末に比べ49施設(21.8%)の増加となっている。

最近における許可件数の増加傾向は顕著なものがあるが、その理由としては、都市における受信障害の急増に伴ういわゆる補償施設(高層建築物、高架道路、国鉄新幹線等人為的原因により発生した受信障害を解消するため

第2—5—23表 年度別有線テレビジョン放送許可施設数

年度 区分	48	49	50	51	52	53	54	累 計
許可件数	149	10	16	14	22	34	57	302
廃止件数	—	3	2	3	8	4	8	28
施設数	149	156	170	181	195	225	274	—

第2—5—24表 運営主体別・規模別有線テレビジョン放送許可施設数

(54年度末現在)

運 営 主 体	施設の規模 (引込端子数)						計	構成比 (%)
	501 ～ 1,000	1,001 ～ 2,000	2,001 ～ 3,000	3,001 ～ 5,000	5,000 ～ 10,000	10,000 以上		
	営 利 法 人	12	17	10	9	5		
任 意 団 体	79	43	13	4	1	1	141	51.5
地 方 公 共 団 体	8	3	3	4	1	—	19	6.9
特 殊 法 人	3	1	2	—	—	—	6	2.2
公 益 法 人	12	14	2	4	4	1	37	13.5
協 同・共 済 組 合	4	1	2	—	—	1	8	2.9
個 人	2	1	—	—	—	—	3	1.1
そ の 他	2	2	—	—	—	—	4	1.5
計	122	82	32	12	11	6	274	100.0

(注) 運営主体の「その他」には、共同設置(運営主体が営利法人と任意団体、N HKと任意団体等)のものを計上した。

に、原因者負担の考え方に基づいて、ビル建築主等の原因者が設置した施設)の増加及び大型化、住宅団地等の付帯施設としての導入、放送番組の多様化や地域社会情報に対する地域住民の要望の高まり、法令の周知徹底、有線テレビジョン放送発達普及施策の推進等を挙げることができる。

許可施設の規模、運営主体及び業務の状況は、次のとおりである。

#### ア. 施設の規模及び運営主体

許可施設の設置運営主体の状況(54年度末現在)を規模別に見ると第2—5—24表のとおりである。

運営主体別では、任意団体(受信者組合)の施設が141で最も多く、全体の51.5%を占め、以下営利法人、公益法人、地方公共団体、協同・共済組

合、特殊法人、個人の順となっている。

ここ7年間における運営主体別許可施設数の構成比率の推移を見ると、任意団体が66.4%から51.5%に、個人が4.0%から1.1%に減少したのに対し、営利法人が18.1%から20.4%に、地方公共団体が4.7%から6.9%に、公益法人が2.7%から13.5%に増加している。

更に詳しく最近の傾向をみると大都市、地方都市、農村、住宅団地等の地域社会の区別、施設設置の目的などにより施設の運営主体が次第に多様化しつつあるといえる。これは、有線テレビジョン放送がその地域社会の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情を反映した個性ある情報メディアであることを示しているものである。

施設の規模別では、大都市における受信障害解消のためのいわゆる補償施設や区域外再送信（番組の多様化）を主目的として営利法人により運営される施設の中に大規模なものが多い。

最近5年間の施設の規模の推移をみると、引込端子数3,001以上の施設は14施設から38施設に、その構成比率は8%から14%に増加しており、施設の大規模化が進んでいる。

#### イ. 業務の内容

有線テレビジョン放送の業務内容別にみた許可施設数は、第2—5—25表のとおりである。その大部分はテレビジョン放送の同時再送信のみを行うものであるが、自主放送を行うものも徐々に増加しつつある。

第2—5—25表 業務別有線テレビジョン放送許可施設数

(54年度末現在)

区 別	施 設 数	構成比(%)
同 時 再 送 信	233	85.1
同 時 再 送 信 と 自 主 放 送	39	14.2
自 主 放 送	2	0.7
計	274	100.0

(注) 「同時再送信と自主放送」を行う施設には、他の有線テレビジョン放送事業者に施設を提供して自主放送を行う8施設が含まれている。

第 2—5—26 表 同時再送信業務の目的別有線テレビジョン放送許可施設数  
(54年度末現在)

区 別	施 設 数	構 成 比 (%)
難 視 聴 解 消	167	61.4
難 視 聴 解 消 と 番 組 多 様 化	58	21.3
番 組 多 様 化	43	15.8
そ の 他	4	1.5
計	272	100.0

- (注) 1. 「難視聴解消」を目的とするものとは、当該有線テレビジョン放送施設区域をその放送対象地域としているテレビジョン放送が、地形や高層建築物等によって良好な受信が困難となっているために、有線テレビジョン放送施設により当該テレビジョン放送を同時再送信するもの（いわゆる区域内再送信）である。
2. 「番組多様化」を目的とするものとは、地元のテレビジョン放送のチャンネル数が少ないために、当該有線テレビジョン放送施設区域をその放送対象地域としていない遠方のテレビジョン放送事業者の放送を受信して同時再送信するもの（いわゆる区域外再送信）である。
3. 「その他」とは、住宅団地の美観確保を目的とするもの等である。

同時再送信業務を行う施設を目的別にみると、第 2—5—26 表のとおりである。辺地難視聴及び都市受信障害の解消を目的とするものが多いが、番組の多様化を目的とするものもかなりある。

#### ウ. 自主放送

許可施設のうち自主放送を行っているものは、54 年度末現在で 41 施設 (15.0%) となっているが、このうち 39 施設は、同時再送信業務と併せて自主放送を行っているものである。また、有線テレビジョン放送施設者（施設の設置について許可を受けた者）から施設の提供を受けて（いわゆるチャンネルリース）自主放送を行っている有線テレビジョン放送事業者は、5 事業者（8 施設）である。

また、特色ある自主放送を行っている許可施設の事例としては、都心部のホテルやマンションの外国人を主な対象に英語放送を行うもの、地域の中・小学校を CATV システムに組み込み、視聴覚教育の一環として学校放送を

行うもの、CATVの多目的利用に関する開発調査実験を行うもの、離島対策として放送番組の多様化を図るため東京の民放番組のビデオテープを空輸して放送するもの、各種情報の計画的提供により農業生産の近代化及び農村社会の生活環境の向上を目的とするもの等がある。

自主放送番組の一般的な内容としては、地方公共団体や農業協同組合からの広報、地域社会のニュース、ショッピング情報、市町村議会中継、地域住民参加番組、テレビジョン放送番組の再放送等がある。

### エ. 料 金

有線テレビジョン放送の役務の料金としては、契約料（加入金）及び利用料（維持管理費）を徴収しているのが一般的であるが、施設の設置運営主体、設置目的及び規模によって料金額が異なる傾向を示している。営利事業として番組の多様化のための区域外再送信を行う施設に比較的高額な料金を徴収しているものがみられるのに対し、都市におけるいわゆる補償施設では、契約料は無料、利用料は無料又は比較的低額のもの一般的である。

許可施設のうち料金を徴収するものについてみると、契約料は1万円を超え3万円までのものが最も多く（53.2%）、次いで1万円以下のもの（21.4%）、3万円を超え4万円までのもの（12.3%）、4万円を超え5万円までのもの（11.0%）の順となっており、契約料を徴収する施設の74.7%が3万円以下となっている。

なお、契約料の最も高額なものは8万円である。

利用料は、200円を超え500円までのものが最も多く（45.9%）、次いで200円以下のもの（33.9%）、500円を超えるもの（20.2%）の順となっており、利用料を徴収する施設の79.8%が500円以下である。

なお、利用料の高額な施設では月額2,000円以上を徴収するものもある。

また、これら許可施設のうち営利を目的とした施設では、契約料は2万円を超え5万円までのもの、利用料は800円を超えるものが最も多くなっている。

## (2) 業務開始届出施設

54年度末現在における業務開始届出済みの有線テレビジョン放送施設数（許可施設数を除く。）は1万4,848施設であって、前年度に比べ1,762施設（13.5%）の増加となっているが、特に建築物の高層化・立体化が進んでいる大都市や国鉄新幹線が建設された地域等における増加の傾向が著しく、その主な地域は、大阪市（前年度比49%増）、東京都特別区（同37%増）、埼玉県（同30%増）、福岡市（同30%増）、名古屋市（同24%増）、北九州市（同24%増）、横浜市（同21%増）である。

その運営主体及び業務の状況は、次のとおりである。

#### ア. 運営主体

業務開始届出施設の設置運営主体の大半は、受信者によって構成された任意団体（主として地元受信者組合）であるが、それらの任意団体の半数以上は、辺地難視聴の解消のためにNHKと共同で施設を設置運営しているものである。

#### イ. 業務の内容

業務の内容をみると、54年度末現在で同時再送信のみを行うもの1万4,823施設（99.8%）、同時再送信と自主放送を行うもの13施設（0.1%）、自主放送のみを行うもの12施設（0.1%）となっており、テレビジョン放送の難視聴の解消を目的とするものがほとんどである。

#### ウ. 料 金

料金を徴収するものについてみると、契約料は78.4%の施設が2万円以下であり、また、利用料は93.6%の施設が月額200円以下である。

なお、都市におけるいわゆる補償施設を任意団体が管理運営しているものにあつては、契約料は無料、利用料は無料又は月額200円以下としているものが一般的である。

## 2 有線ラジオ放送

54年度末における有線ラジオ放送施設数は、8,255施設であつて、前年度末に比べ140施設（1.7%）の増加となっている。都道府県別の施設数は、

第2—5—27表のとおりである。また、最近5年間の有線ラジオ放送施設数の推移は、第2—5—28表のとおりである。

有線ラジオ放送業務は、共同聴取業務（ラジオ放送を受信して再送信するもの）、告知放送業務（ラジオ放送以外の音声その他の音響を送信するもの）及び街頭放送業務（道路、広場、公園等公衆が通行し、又は集合する場所で、音声その他の音響を送信し、又はラジオ放送を受信して再送信するもの）に分類される。

告知放送業務としては、農山漁村において地域情報や農事関係ニュース等を放送するもの、この業務とラジオ放送の共同聴取業務を併せて行うもの、以上の業務と電話業務を併せて行うもの、都市において飲食店等に音楽を放送するもの（有線音楽放送）がある。

54年度末における業務別の有線ラジオ放送施設数は、第2—5—29表のとおりである。

第2—5—27表 都道府県別有線ラジオ放送施設数

(54年度末現在)

都道府県	施設数	都道府県	施設数	都道府県	施設数
北海道	172	長野	244	岡山	172
青森	214	富山	63	広島	422
岩手	197	石川	398	山口	166
宮城	71	福井	48	徳島	63
秋田	65	岐阜	67	香川	85
山形	78	静岡	162	愛媛	428
福島	78	愛知	154	高知	130
茨城	77	三重	281	福岡	251
栃木	53	滋賀	110	佐賀	104
群馬	90	京都	110	長崎	85
埼玉	156	大阪	182	熊本	232
千葉	102	兵庫	304	大分	59
東京	391	奈良	149	宮崎	96
神奈川	244	和歌山	269	鹿児島	593
山梨	41	鳥取	518	沖縄	76
新潟	101	島根	104	計	8,255

第2-5-28表 年度別有線ラジオ放送施設数

年 度	50	51	52	53	54
施 設 数	7,552	7,731	7,932	8,115	8,255

第2-5-29表 業務別有線ラジオ放送施設数

(54年度末現在)

業 務 別		施 設 数	構 成 比 (%)
共 同 聴 取 業 務		52	0.6
告 知 放 送 業 務	① 農山漁村において地域情報や農事関係ニュース等を放送するもの	3,966	48.1
	② ①とラジオ放送の共同聴取を併せて行うもの	1,306	15.8
	③ ②と電話業務を併せて行うもの	870	10.5
	④ 有線音楽放送を行うもの	565	6.8
街 頭 放 送 業 務		1,496	18.2
計		8,255	100.0